

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法には全ての国民の基本的人権の享有と個人の尊重及び法の下における平等などがうたわれており、法律や制度のうえでは、男女平等が保障されています。

しかし、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、「男女共同参画社会基本法」が制定された後でも状況の改善は難しく、男女の差別は年々少なくなっているものの、人々の意識や行動、社会慣習の中には、男女の役割についてまだまだ性別に基づく固定的な考え方が根付いているなど、未だに女性に対する偏見や差別が残っています。

そこで、男女共同参画社会基本法及び「市条例」第3条に規定した次の5つの項目を基本理念として、性別に捉われることなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。その際には、ジェンダー^{※1}に敏感な視点、女性のエンパワーメント^{※2}の促進、協働の取り組みが重要となります。

- 1 人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が発揮される機会の確保
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動の両立
- 5 男女共同参画社会形成のための取り組みが国際的協調の下に行われること

2 計画の基本目標

「ウィズプラン」の基本目標を継承し、次の5つを基本目標として必要な施策を推進します。

- 1 人権を尊重し男女共同参画意識を高めよう
- 2 あらゆる分野への男女共同参画を促そう
- 3 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう
- 4 男女がともに性別に捉われず、安心して暮らせる地域社会をつくろう
- 5 計画を実現しよう

※1 **ジェンダー**：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※2 **エンパワーメント**：個人又は社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることをいう。自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指す。

3 施策体系図



